

令和4年色麻町議会定例会9月会議会議録（第6号）

令和4年9月16日（金曜日）午前10時00分開議

出席議員 12名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	9番	今野公勇君
10番	天野秀実君	11番	山田康雄君
12番	福田弘君	13番	中山哲君

欠席議員 8番 工藤昭憲君

欠員 なし

会議録署名議員

3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課課長補佐兼住 民年金係長兼環境衛生係 長	北舘清喜君
税務課長兼総合徴収対策 室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公 園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	高橋秀悦君

色麻保育所長	小山悦子君
清水保育所長	今野稔君
教育長	半田宏史君
教育総務課長兼学校給食センター所長	竹荒弘君
社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	山崎長寿君
農業委員会事務局長	高橋康起君
代表監査委員	早坂仁一君

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	高橋正彦君
書記	大泉信也君

議事日程 第6号

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	認定第1号	令和3年度色麻町一般会計決算認定について
日程第3	認定第2号	令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第4	認定第3号	令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第5	認定第4号	令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第6	認定第5号	令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第7	認定第6号	令和3年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第8	認定第7号	令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第9	認定第8号	令和3年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第10	認定第9号	令和3年度色麻町水道事業会計決算認定について
日程第11	報告第7号	令和3年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について
日程第12	議案第62号	令和4年度色麻町一般会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
------	------------

日程第2	認定第1号	令和3年度色麻町一般会計決算認定について
日程第3	認定第2号	令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第4	認定第3号	令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第5	認定第4号	令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第6	認定第5号	令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第7	認定第6号	令和3年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第8	認定第7号	令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第9	認定第8号	令和3年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第10	認定第9号	令和3年度色麻町水道事業会計決算認定について
日程第11	報告第7号	令和3年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について
日程第12	議案第62号	令和4年度色麻町一般会計補正予算（第4号）

午前10時00分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、休会前と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において3番相原和洋議員、4番白井幸吉議員の両議員を指名いたします。

日程第 2	認定第 1 号	令和 3 年度色麻町一般会計決算認定について
日程第 3	認定第 2 号	令和 3 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第 4	認定第 3 号	令和 3 年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第 5	認定第 4 号	令和 3 年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和 3 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和 3 年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和 3 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第 9	認定第 8 号	令和 3 年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第 10	認定第 9 号	令和 3 年度色麻町水道事業会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第 2、認定第 1 号令和 3 年度色麻町一般会計決算認定について、日程第 3、認定第 2 号令和 3 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について、日程第 4、認定第 3 号令和 3 年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について、日程第 5、認定第 4 号令和 3 年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について、日程第 6、認定第 5 号令和 3 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第 7、認定第 6 号令和 3 年度色麻町介護保険特別会計決算認定について、日程第 8、認定第 7 号令和 3 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第 9、認定第 8 号令和 3 年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について、日程第 10、認定第 9 号令和 3 年度色麻町水道事業会計決算認定について、以上の 9 か件は一括議題とすることとし、議長を除く決算認定審査全員特別委員会を設置し、これに認定第 1 号から認定第 9 号までの審査を付託いたしました。

そして、特別委員会での審査が終了いたしましたので、決算認定審査の結果報告を決算認定審査全員特別委員会委員長に求めます。佐藤貞善委員長、御登壇の上、報告をお願いいたします。

〔決算認定審査全員特別委員長 佐藤貞善君 登壇〕

○決算認定審査全員特別委員長（佐藤貞善君） 決算認定審査全員特別委員長であります佐藤貞善です。

委員会の審査結果報告をいたします。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

記

付託された事件

- 認定第1号 令和3年度色麻町一般会計決算認定について
- 認定第2号 令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
- 認定第3号 令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
- 認定第4号 令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 認定第5号 令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 認定第6号 令和3年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
- 認定第7号 令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 認定第8号 令和3年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
- 認定第9号 令和3年度色麻町水道事業会計決算認定について

以上9か件であります。

審査の期日及び方法

令和4年9月12日、13日及び14日の3日間にわたり、議長を除く全員による質疑応答方式での審査を行いました。

審査の状況

質疑を行った委員は9名です。各種会計における施策の成果、効果について、延べ約60回に及ぶ質疑応答による審査が行われました。

審査の結果

令和3年度色麻町一般会計決算外8会計決算について、全て原案のとおり認定すべきものと決定しました。

令和3年度決算に対する附帯意見として

決算における施策の成果、効果が明確に分かるよう、町政のあゆみに明記することを本委員会として求めます。

まとめ

町執行機関におかれましては、さらなる行財政運営の改善と財源の確保に努め、時代のニーズに的確に対応した施策を実行し、町民の日々の暮らしを守りながら、地域社会を力強く経済成長に導く努力をされることを期待し、報告といたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、委員長報告を終わります。大変御苦労さまでした。

議長を除く全員で審査をいたしましたので、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略し、会計ごとに討論、採決を行います。

日程第2 認定第1号 令和3年度色麻町一般会計決算認定について

○議長（中山 哲君） それでは、日程第2、認定第1号令和3年度色麻町一般会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号令和3年度色麻町一般会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。これをもって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第3 認定第2号 令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定 について

○議長（中山 哲君） 日程第3、認定第2号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第2号を採決いたします。

認定第2号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第4 認定第3号 令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定 について

○議長（中山 哲君） 日程第4、認定第3号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第3号を採決いたします。

認定第3号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第5 認定第4号 令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定
について

○議長（中山 哲君） 日程第5、認定第4号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第4号を採決いたします。

認定第4号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第6 認定第5号 令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定に
ついて

○議長（中山 哲君） 日程第6、認定第5号令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第5号を採決いたします。

認定第5号令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第7 認定第6号 令和3年度色麻町介護保険特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第7、認定第6号令和3年度色麻町介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第6号を採決いたします。

認定第6号令和3年度色麻町介護保険特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第8 認定第7号 令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第8、認定第7号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第7号を採決いたします。

認定第7号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定に対する委員長報告

は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第9 認定第8号 令和3年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第9、認定第8号令和3年度色麻町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第8号を採決いたします。

認定第8号令和3年度色麻町下水道事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第10 認定第9号 令和3年度色麻町水道事業会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第10、認定第9号令和3年度色麻町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第9号を採決いたします。

認定第9号令和3年度色麻町水道事業会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第11 報告第7号 令和3年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について

○議長（中山 哲君） 日程第11、報告第7号令和3年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 報告第7号令和3年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について、地方公共団体の財政の健全性に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により御報告を申し上げます。

まず、1の健全化判断比率でございますが、これら4つの判断比率は標準財政規模に対する割合などとなっております。

標準財政規模は、自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を指します。標準税収入額などに普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えた金額でありまして、令和3年度は33億2,361万9,000円となっております。

次に、各判断比率について御説明をいたします。

まず、実質赤字比率は、普通会計における実質赤字の標準財政規模に対する割合であります。ここで言う普通会計とは、一般会計と奨学資金貸付基金特別会計を統合したものととなります。そして、実質赤字比率は、この普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた額、いわゆる実質収支額ということになります。それが赤字であった場合、その赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものとということになります。普通会計の令和3年度決算における実質収支は黒字でしたので、例年どおり赤字なしの状態となりました。

次に、連結実質赤字比率ですが、一般会計と特別会計の全てを連結したものが対象となります。連結会計の令和3年度決算における実質収支は黒字でございましたので、例年どおり赤字なしの状態となりました。

次に、実質公債費比率でございますが、こちらは地方債の元利償還金と特別会計への繰出金、また、一部事務組合負担金のうち、地方債の償還に充てたと認められるもの、さらに債務負担行為のうち公債費に準ずるものなどの合計額、言い換えますと、一般会計の借金の返済額と借金の返済に充てたと認められる特別会計への繰出金や、一部事務組合への負担金の合計額が標準財政規模に占める割合の過去3か年間の平均値ということになります。この割合が18%以上になりますと、地方債の発行が県知事の同意から許可制になり、25%以上になりますと、財政健全化計画の策定が必要となります。

本町は、令和2年度は10.7%でありましたが、今回報告する令和3年度は10.2%となりました。

次に、将来負担比率ですが、普通会計が将来にわたって負担することになる推計額、つまり普通会計が背負う借金ということになります。標準財政規模の何年分または何倍に相当するかという指標であります。この指標が350%以上になりますと、財政健全化計画の策定が必要となります。

本町は、令和2年度は101.8%でありましたが、今回報告する令和3年度は79.1%となりました。

次に、2の資金不足比率でございますが、これは公営事業会計、公営企業会計が対象となり、水道事業会計、下水道事業会計及び工業団地整備事業特別会計が該当いたします。会計ごとに資金不足額の事業規模に対する割合を算出することになりますが、その指標が20%以上になりますと、経営健全化計画の策定が義務づけられることとなります。

令和3年度は、水道事業会計、下水道事業会計及び工業団地整備事業特別会計ともに剰余金が発生しておりますので、いずれの会計も資金の不足がないという状態となりました。

以上、令和3年度色麻町各種会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、その基礎となる事項を記載した書類と併せまして監査委員の審査に付し、その結果、別紙のとおり意見書が提出されておりますので、以上の説明をもちまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による報告といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、報告内容の説明を終わります。

次に、本案件については監査委員から審査結果について意見が提出されており、先般、議員各位のお手元に配付いたしております。

それでは、代表監査委員から意見の概要について報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（早坂仁一君） それでは、健全化審査意見書の1ページをお開き願います。

令和3年度色麻町各種会計決算に基づく財政健全化審査意見でございます。

1、審査の概要。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の期日。令和4年8月1日。

審査の結果。

(1) 総合意見。審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した事項は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率については、赤字が発生していない。実質公債費比率並びに将来負担比率については、早期健全化基準を、これを下回っております。

(3) 是正改善に要する事項。特に指摘すべき事項はないという意見でございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

令和3年度色麻町公営企業会計決算に基づく経営健全化審査意見でございます。

審査の概要。町長から提出された公営企業会計決算に係る資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の期日。令和4年8月1日。

審査の結果。総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。資金不足比率については、不足が発生していない。

(3) 改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 以上で、代表監査委員の審査の結果と意見の報告を終わります。大変御苦労さまでした。

○議長（中山 哲君） これより報告第7号に対して質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。以上で報告を終わります。

日程第12 議案第62号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第4号）

○議長（中山 哲君） 日程第12、議案第62号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第62号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,525万8,000円を追加し、予算総額を48億7,706万5,000円といたしました。

まず、歳入について申し上げます。議案書6ページを御覧ください。あわせまして、本日お配りいたしましたコロナ交付金の実施計画概要のほうも御覧ください。

第15款国庫支出金は、第1項国庫負担金で新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,605万7,000円、第2項国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金830万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,190万1,000円の増となっております。

第19款繰入金は第2項基金繰入金で、財政調整基金を100万円減額し、本年度の予算上の繰入額を4億4,150万円といたしました。

次に、歳出について申し上げます。7ページを御覧ください。

第4款衛生費は第1項保健衛生費で、12歳以上で3回目以降、2回目が終わった方ということになりますが、その方たちを対象とした2価ワクチンの接種などの経費といた

しまして、7目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で1,068万6,000円、8目新型コロナウイルスワクチン接種事業で2,605万7,000円を増額するものであります。

8ページになります。

第7款商工費は、臨時交付金実施計画概要の事業ナンバー23番ですが、運送事業者燃料価格高騰対策事業補助金といたしまして834万円を増額するものであります。

第14款予備費は17万5,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行ったところであります。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書6ページ、歳入から入ります。

歳入。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第4款衛生費第1項保健衛生費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 御質問させていただきます。

先ほど総務課長の趣旨説明は聞いております。今回の8目の接種事業についてですが、ここに委託料、接種委託料として2,600万円の金額が載っております。過去に12歳以上、2回目までの方を対象にという説明であったということで聞いているのですが、今回もその方々を対象にした、これは団体接種だけなのか、個別接種は含まないのか。この内訳はどうなっているかをお尋ねしておきたいなど。

また、対象者数は何名くらいで町として見込んでの数字なのか。その辺りをお尋ねしておきたいなどと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

委託料でございます。報告で総務課長からもお話があったのですが、まず対象者のほうが初回接種ですね、いわゆる1回目、2回目、2回目が終わった方の12歳以上がまず対象となっております。

それで、ワクチンの状況については、9月の下旬から配送される予定で、10月の下旬から集団接種ということで、今のところ加美郡医師会と調整して進めるように現在のと

ころ考えてございます。当初、最初の段階で集団接種、その後に個別というような形で医師会とも調整しながら進めていきたいと考えております。

それで、対象者ですが、12歳以上の2回目接種を終えた方が現時点で5,600名ぐらいおりますので、そういった方々と、あと、オミクロン株の対応ワクチンと、あと、小児の5歳から11歳の3回目接種等も踏まえた形で予算のほうは計上させていただいております。今後、集団接種を10月の下旬から、その後に個別接種というような形で予算のほうを計上させていただいております。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）
次、8ページ。

第7款商工費第1項商工費。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） この件につきましては、私も一般質問で町の対応についてお尋ねしたところでありましたし、その際、町長からは、何らかの形で対応したいというようなことでの回答があったわけでありまして、そして、また今回、このように予算計上していただきまして感謝を申し上げますが、そこで事業者、そして働いている方々も少なからず感謝をするところであると思っております。

そこでお尋ねしますが、今回、事業概要の説明もいただきました。コロナ禍における燃料価格高騰の影響により厳しい経営環境の中で事業を継続している町内運送業者に対し燃料の一部を助成するものということで、車両1台につき3万円の補助金で、1業者、上限が100万円という内容であります。ここでその該当する事業者、運送業、運送事業者ということなのですが、その職種ですね、どのような職種があるものなのか。

また、その該当する事業者数をお聞きしたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

補助対象事業種でございますが、トラック事業者、それからバス事業者、それからタクシー事業者で、いずれも運送事業の許可を受け、町内の事業所で事業を営んでいる者といたしております。

それから、対象事業者数につきましては、トラック事業者、法人・個人を合わせて26事業者でございます。それから、バス事業者につきましては2事業者、タクシー事業者につきましては1事業者でございます。合計で29の事業者でございます。

○議長（中山 哲君） 4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ありがとうございます。

そこで、宮城県の運送事業者原油高騰緊急支援補助金というのがございまして、これらとの兼ね合いなんですけれども、宮城県の場合は、用途が貨物であるというような条件なんです。そうしますと町と県、この事業がですね、町と県は、その貨物であれば両方該当するものなのかどうか。

また、さっきバスとかタクシーという事業者がありますが、用途が貨物ということで、

この方々は、県のほうは該当しないものなのかどうか、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

県のほうの事業につきましては、宮城県の、失礼しました、用途につきましては貨物であるもの、それから事業用であるものということで、県と町のその要件というか、対象になる業者はあると想定しておりまして、県の事業に該当した場合、その対象にしないとかじゃなくて、町内で事業を営んでいる、先ほど申した業者について支援したいと思っております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 同じく御質問させていただきます。

今回の単独事業としてこちら、4目について、運送業者に対する対策事業補助金としてつけられているということは承りました。補足説明においても、車両1台につき3万円、1業者につき上限100万円と出ております。ちょっとお尋ねしたいのですけれども、この100万円、これは県で指定した上限額なのでしょうか。町で指定した今回の上限額なのでしょうか。まず、それをお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

町で設定した上限額でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） しかれば、町でこれを100万円と、上限を今回設定したと。先ほど運送業関係、トラックについて26社あるという説明を承っております。簡単に大崎トラック協会、ここに約109社の事業者があると。台数、その中の多分、今回は町内における6社か7社がここに適用されているのかなと思われましてけれども、その中の内訳、保有台数を追っかけてみますと、この上限、1台当たり大体33台前後が上限になるのかなと思われまして、それを超えている業者が何社かあると思われまして、町内。60社以上、150社というのもあったり、いろいろ見ております。車両とね。その辺りをどのような根拠でこの設定措置を今回100万円ということで置いたのか。そういった部分を加味したもののなかをちょっとお尋ねしておきたいなと思えます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

まず、1つは財源の問題もございましてけれども、やはり規模の大きい事業者さんよりも中小企業者さん、規模の小さいところについては、やっぱり事業の影響が大きいのかなあということも想定しながら、まずその限度を超える業者については3社を見込んでおるのですが、そういったところについては、上限を100万円という形でさせていただきました。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 課長の今、答弁を聞いたのですけれども、100万円の上限の指標

として、3社を超えているけれども、小さい、小規模のところを基準にして今回、事業の取組をするんだということでございますが、やはり大手であればあるほど負担額は大きくなっているのではないかなと思われるのですが、その点を今回の100万円、この指標にした根拠として明確な答弁はもらっておりませんので、いま一度、これ3回目ですから、答弁をいただきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これはやはり財源が限りあるものですので、これはできるだけ多く出してあげたいというのは心情的にはありますけれども、今言ったように、仮に1台3万円ということで上限100万円に切った場合の、それを超えるというのは3社しかないのですけれども、それでその辺のところを勘案をして100万円で切るというのは妥当だろうということで、そういうその特別100万円でなきゃ駄目だということではないんですけれども、そういうことでの判断であります。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年色麻町議会定例会9月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日9月17日から次の会議までを休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日9月17日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前 10 時 46 分 散会
